

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、日本では少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)からはさらに高齢化が加速する事が見込まれています。本町では、全道平均よりもさらに高齢化が進行しており、令和3年(2021年)1月末現在における高齢化率は42.4%に達しており、2040年には高齢化率が50%を越す人口推計が出ています。

今後、65歳以上の高齢者数はピークを迎えますが、その中で介護ニーズの高い75歳以上の「後期高齢者」の数が増加するため、要介護認定者や認知症高齢者の数は今後も減少としないことが予想されます。介護サービスへの期待はさらに高まると考えられますが、支え手となる世代が減少する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の資源を活用した効率的・効果的な仕組みづくりが必要とされています。

こうした中、平成26年介護保険法改正では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進する改正が行われました。

平成29年介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの強化のための改正が行われ、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進などの見直しが行われました。

今回、令和2年介護保険法改正では、後述するように、認知症対策の他、医療介護の連携やデータ活用、人材確保・育成などに各地域で取り組むことが求められています。

本計画は、これらの改正状況等をふまえ、これまでの「様似町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)」を基礎としつつ、本町における高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取り組みなどを明らかにするものです。

2 計画策定の根拠・位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画として、総合的かつ一体的に策定するものです。

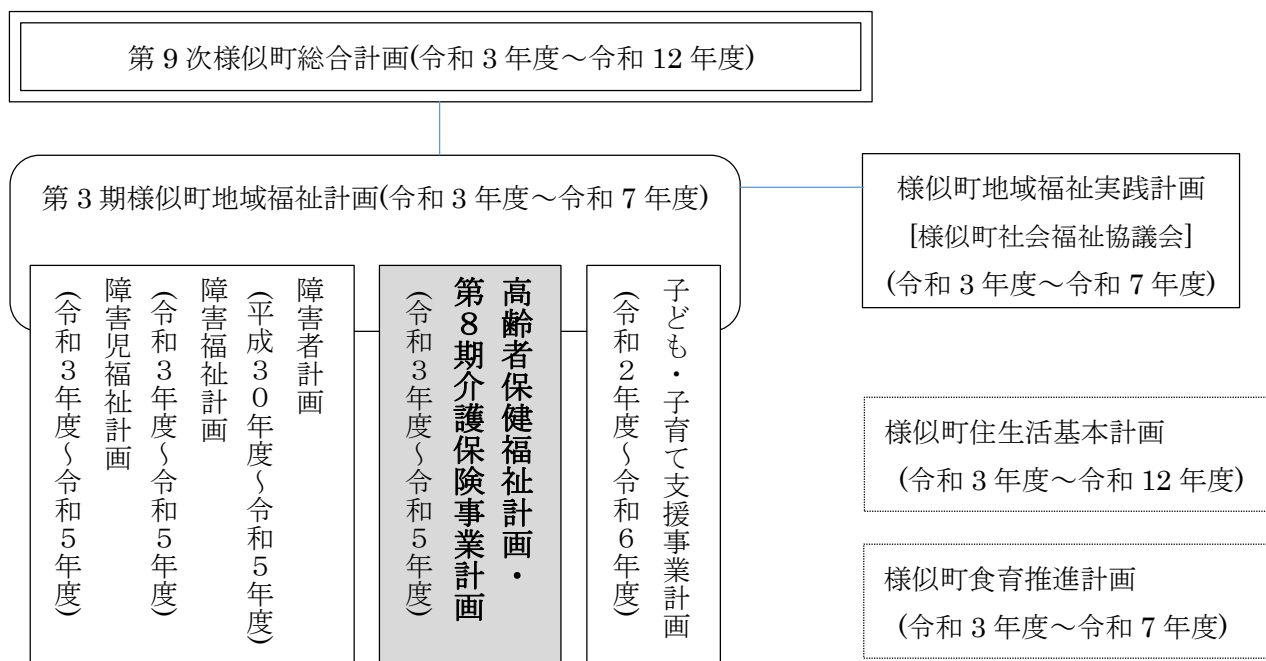
・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

・介護保険法(平成9年法律第123号)第117条

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、本町のまちづくりの基本となる「様似町総合計画」や、地域福祉の将来像を示した「様似町地域福祉計画」との調和を保つように策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。また、団塊の世代が75歳に到達する令和7年(2025年)および団塊ジュニアが65歳に到達する令和22年(2040)年までの中長期的な視点に立った計画としています。

<計画の期間>

第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画			第14期
平成30～令和2年度			令和3～5年度			令和6～8年度			令和9～11年度			令和22
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2040
地域包括ケアシステムの構築			地域包括ケアシステムの深化			団塊世代が75歳となる2025年および団塊ジュニアが65歳に到達する2040年に向けた中長期的な視点						超高齢化社会

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査及び事業者等の聞き取りの実施

本計画策定にあたり、高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向、地域での助け合いの関係などの現状を把握するために、国で標準的に示されている「介護予防・日常生活圏

域ニーズ調査」を実施しました。アンケート項目には、町独自の項目も設けています。

○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和2年7月に、町内在住の65歳以上の高齢者（要介護認定者は除く）を無作為抽出した300人にアンケート調査用紙を郵送。（回収数194、回収率64.6%）

調査結果は、本計画に抜粋を掲載、計画策定委員会や地域ケア会議で報告（予定）。

前回計画策定時に、認定調査の際に専門職が聞き取りを行った「在宅介護実態調査」については、新型コロナウイルス感染予防も考慮し、ケアマネジャーや介護サービス事業所からも実態や要望を聞くことができることから、今回は実施をしませんでした。この調査の全国集計結果は人口規模ごと（例、5万人以下）に公表されているので、計画の参考にしています。

○ 事業者等への聞き取り・意見交換

今後の施設整備の意向やサービス提供体制について町内の介護サービス事業者に聞き取り、意見交換を行っています。新規サービスを予定している事業者はありませんでしたが、今後の方針や現場の実状などについての情報を得ており、人口推計や保険者側の考え、国の制度改正の動きなどを事業者に伝えています。

近隣町の事業者の動向については、日高振興局が主催する「日高高齢者保健福祉圏域連絡協議会」（1月27日Web開催）や、各役場介護保険担当係を通じて情報を得ています。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加については教育委員会、町福祉施策については福祉推進係、住居については管財住宅係、と情報交換を行っています。

（2）様似町高齢者保健福祉推進協議会の開催

計画策定のための「様似町介護保険事業計画策定委員会」を兼ねた『様似町高齢者保健福祉推進協議会』を開催し、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者、学識経験者からなる協議会委員から計画策定についての意見をいただき、計画案について審議検討をしました。

令和2年度の様似町高齢者保健福祉推進協議会の開催状況

○令和2年6月16日 第1回様似町高齢者保健福祉推進協議会

令和元年度の介護保険事業および地域支援事業の実績と事業計画
介護保険事業計画策定について概要説明

○令和2年11月17日（※書面開催に変更） 第2回様似町高齢者保健福祉推進協議会

第8期計画についての検討（①人口の推移 ②介護費用額の推移 ③要介護認定者数と認定率の推移 ④保険料額の推移 ⑤見える化システムによる推計資料）
介護保険制度改正の動向の説明（国による計画策定の指針と、6月の法改正）

○令和3年2月26日送付（※書面開催） 第3回様似町高齢者保健福祉推進協議会

前回書面開催の意見への回答

第8期計画についての検討（主要部となる、第2章、第5章、第6章、の計画案を配布。第6章には介護保険料についての推計あり）

○令和3年3月中旬以降、上記以外も送付し、最終の意見聴取。

※第3回の配布資料を基に、令和3年2月末の様似町議会社会文教常任委員会にて説明。

※令和3年3月中旬の様似町議会にて保険料の議案および予算案について承認。

5 日常生活圏域の設定

第3期計画時において高齢者が住みなれた地域で継続的な生活を送るため、地理的条件や人口、学校区、その他社会条件、介護保険サービス提供状況などを勘案し、圏域を設定することになりましたが、本町においては行政区域全体が単体の生活圏域にあり、第8期計画においても日常生活圏域を1つに設定します。

6 計画の進行管理と点検評価

策定した計画は、町ホームページで公開する他、町広報誌に計画の要点について掲載し、介護保険制度改正の内容とともに、地域が目指す方向やそのための取り組みに対する理解を関係者間で共有できるようにします。

計画の実施状況については、毎年度、様子町高齢者保健福祉推進協議会において報告し進行管理を行うほか、個別の事業については「計画 Plan・実行 Do・検証 Check・改善 Action」を繰り返すことで自己点検と評価を実施します。

7 介護保険制度改正の概要

(1) 社会福祉法等の改正

令和2年(2020年)6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。主な改正内容は以下の通りです。

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援〔社会福祉法、介護保険法〕

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進〔介護保険法、老人福祉法〕

○認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定

○市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定

○介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県、市町村間の情報連携の強化

③医療・介護のデータ基盤の整備の推進〔介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律〕

○介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状況や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規

定

- 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することが可能に
- 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達、提供の業務を追加
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化〔介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律〕
 - 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加
 - 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直し
 - 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設〔社会福祉法〕
 - 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設

（2）制度改正のポイント

ア. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- ・一般介護予防の推進
- ・総合事業の推進
- ・公正中立なケアマネジメントの確保、質の向上
- ・地域包括支援センターの機能や体制強化

イ. 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能、マネジメント機能）

- ・P D C Aプロセスの推進
- ・保険者機能強化推進交付金の見直し
- ・調整交付金の見直し
- ・データ利活用の推進

ウ. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供と整備）

- ・介護サービス基盤の整備と高齢者向け住まいの質の確保
- ・医療と介護の連携

エ. 認知症施策の総合的推進 ※「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）

- ・認知症バリアフリー、予防、早期発見と早期対応、介護者支援、共生
- ・普及啓発を進める

オ. 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- ・人手不足におけるサービスの質の維持、向上のためのマネジメントモデル構築
- ・ロボット、センサー、ICTのさらなる活用
- ・介護業界のイメージアップ
- ・給付と負担の議論

* 補足給付について、能力に応じた負担とする観点から精緻化を予定

* 高額介護サービス費について、年収により一部の世帯上限額の引き上げを予定

(3) 介護報酬の改定

以下にあげる基本的な考え方を基に、令和3年度介護報酬改定がおこなわれ、介護報酬改定率は、0.70%引き上げられました。※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%（令和3年9月末までの間）

基本的な考え方にに基づき、取組の義務付け、報酬額改定、加算の創設などが行われています。

※以下、社会保障審議会介護給付分科会 令和3年1月18日 資料より

①感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

②地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

○看取りへの対応の充実

○医療と介護の連系の推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

○地域の特性に応じたサービスの確保

③自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の高いデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

④介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

○文書負担削減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

⑤制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

○報酬体系の簡素化

○その他（施設におけるリスクマネジメント、高齢者虐待防止、基準費用額の見直し）